

第16回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成23年9月26日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順，敬称略）

大田由紀，小島正夫，小寺哲夫，能登原 勉，迫 光夫，向原源一郎，山本喜代治，吉田京子

(2) 事務担当者

松井俊洋裁判官，秋吉事務局長，藤澤首席家裁調査官，村本首席書記官，大森次席家裁調査官，野間主任家裁調査官，下道総務課長（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長代理あいさつ（山本喜代治委員）

(3) 新任委員自己紹介（小島正夫委員，小寺哲夫委員）

(4) 委員長の選出

委員長に小島委員（長崎家庭裁判所長）を選出した。

（出された意見の要旨）

委員会で活発な議論が行えるよう準備をするためには，所長を委員長に選任した方がよいのではないか。

(5) 委員長代理の指名

委員長は，委員長に事故があるときの代理者に向原委員を指名した。

(6) 協議

「少年事件における教育的措置について」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

(7) 次回の予定

ア テーマ

「児童虐待と家庭裁判所の関わり」

この他に上げたいテーマがあれば，10月31日までに事務局に提出することとした。

イ 日程

平成24年2月20日（月）午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(8) 閉会

(別紙)

協議に先立ち、家庭裁判所における少年事件の手続の流れ及び教育的措置について説明を行った。

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

- 教育的措置は、不開始、不処分となった少年に対して行うものなのか。
- ◎ 社会的資源を活用しての教育的措置は、不開始、不処分を見越して行うものだ。
- 全員に対して教育的な配慮があるということか。
- ◎ そうである。
- 少年が拒むことはできるのか。
- 少年がボランティア活動を嫌がる場合に無理矢理させることはないが、少年本人にとっていいものであることを説明し、一度やってみてはどうかという形で勧めている。
- ◎ 少年に対して、少年院に入るか、ボランティア活動をするかということでは迫っていない。あくまでも少年が自発的に活動するものである。
- 性犯罪を犯した場合の教育的措置はどのように行っているのか。性犯罪では再犯となるケースも多々あると耳にするし、本人の性癖も影響すると思うが。
- 再犯の可能性のある少年については、不開始、不処分で終わる例は少ないのではないと思う。基本的には保護観察所、場合によっては少年院での指導をお願いすることが多いと思う。少年院では性的非行についてのプログラムを使って指導しているし、保護観察所でも同じようなプログラムに則って指導をしていると聞いている。家庭裁判所では、被害者照会により被害者の調査をしたり、被害者に対する面接を行い、被害者はつらい思いをしているということを少年に伝えて、考えさせている。
- ◎ 性犯罪でも強姦となると不処分、不開始ということはまずないのではないか。強制わいせつでも不処分ということはなく、何らかの処分をすることになると思う。
- 最初の非行が強制わいせつまで至らなくても、そのような素地みたいなものがあると、成人してから大きな性犯罪を犯すことにつながる場合もあると思うが、それを早く見極める方策はあるのか。
- そのようなケースでは身柄事件として少年鑑別所に収容することが多いと思う。そこでは知能検査や心理テストなどを行って少年の心身の鑑別をするので、少年のもつ問題点がある程度明らかになる。家庭裁判所ではそれを踏まえた指導を行うし、家庭裁判所でできない場合には保護観察所などで行う形になると思う。性犯罪については、家庭裁判所でも非行のメカニズムを解明するために調査支援ツールを作成しており、それを踏まえて調査をしている。
- 性犯罪の背景を見極めて、それに対する適切な処遇を選択するのが家庭裁判所の重要な役割である。現在、性犯罪を中心とした更生プログラムを保護観察所、少年院、刑務所等で実施しているが、予算的に制約があることから、法律が予定していることが100%できていないということが報道されている。
- ◎ 思春期に異性に性的な関心をもつのは当然のことであり、それを問題にするのではない。性犯

罪によって被害者が嫌な思いをしていることを理解して、自分がしたことを振り返ってどう思うかということである。

- 「保護的措置」と言っていたものが「教育的措置」に変わって措置の内容も変わったのか。また、犯罪を犯さないために事前の措置が執られているのか伺いたい。
- 家裁調査官としては、従前から面接の中で少年に対し助言、訓戒をして十分に教育的措置を執ってきたつもりであるが、目に見える形で行うということで、外部の方の話を聞かせたり、外の施設で活動させたりして、広がりや深みが増したと考えている。「保護」という言葉は、一般的に、守る、防御するという意味で使われることから、家庭裁判所が何もしないまま事件を終わらせているのではないかと、少年を甘やかしているのではないかと誤解されやすいという問題があった。
- ◎ 「保護的措置」という言い方が一般の方のイメージとずれるということで、「教育的措置」という言い方になった。措置の内容を強化し、明確に系統立てて行うということである。
- ボランティア活動はどのようにして見つけているのか。
- 当庁の場合は長崎市社会福祉協議会のボランティア室にお願いしている。調査のときにボランティア活動に同意した少年に対しては同室を紹介している。結果については少年から感想文という形で報告を受け、それを踏まえて最終処分を決めている。本庁だけではなく佐世保支部でも同様に行っている。
- 弁護士は少年事件において付添人として活動することが多いが、その中で教育的措置について印象に残っているものがある。10年以上前だったが、試験観察の間、重度障害者施設で3か月間ボランティア活動をするというものであった。少年は無事活動を終えて、最終審判では保護観察処分となった。
- 教育的措置の内容は各地、各家庭裁判所で特色のあるものになっている。ある家庭裁判所では、裁判官が少年に対して自分でボランティアを探して活動するよう宿題を出したケースや家裁調査官が暴走族の少年に暴走したコースの清掃を提案したケースがあった。また、親子で大きな鍋を囲んで食事をしたり、山の家で親子で合宿するといった活動では、母親の手を引いて山に登る少年の姿や父親と数年振りに話をする姿も見られ、親子関係や地域との関係を少年に振り返らせるという目に見えない効果もあると聞いている。さらに、浜辺の清掃活動を行った例では、最初は嫌々ながら清掃活動に参加した少年が、清掃を終えると、気持ちがよかった、もう海を汚さないとの感想文を書いていた。よいボランティア活動や補導委託先があったら教えていただきたい。
- 地域活動はボランティアの宝庫である。

地域の夏祭り、運動会、老人会の行事等で設営やテント張りを手伝ってもらうとか、高齢者のゴミ出しや買い物などをする活動があるのではないかと。長崎市の自治振興課に照会すると地域の活動がわかるかもしれない。
- ◎ 社会奉仕活動としてボランティア活動を行う場合、受入施設の代表者や責任者には事件を起こした少年であることを説明した上で受け入れていただいているが、保育園の園児や施設の入所者には知らせていない。ただし、ボランティア保険には加入している。

- 話を聞いていると教育的措置という処分との感じがするが。
- ◎ 少年法上、処分の種類は決まっており、そのような処分をしないという意味では不処分であるが、教育的措置という処分をしていると言われるとそうかもしれない。
- 不処分、不開始となる少年のうち、どれくらいの少年に対して教育的措置を執っているのか。
- はっきりした数字は出ていないが、例えば、万引きをした少年であれば通常は「万引被害を考える講習会」を受講するので、かなり多くなるのではないかと思う。ボランティア活動については、当庁の場合でいうと昨年は5、6件であったと思う。
- ボランティア活動を行う少年はどのようにして選んでいるのか。
- 試験観察にしてその中で短期補導委託としてボランティア活動をさせる場合もあるが、それ以外には、基本的には不処分、不開始で終わる可能性のある少年を対象にしている。ただし、以前に万引きをして家庭裁判所の処分を受けているのにもかかわらず、また同じことをした少年で、また別の教育的措置をした方がよいのではないかということになった場合にボランティア活動をすることもある。
- ◎ 少年の問題を解消する一助として見極めをつけて教育的措置を執るのが最もよいが、重大な事件を起こしたわけではないし、問題性が進んでいない少年の場合には、前に教育的措置を執ったので、もう一度不処分として様子を見るにしても何かをさせようという発想になるのは確かである。
- 犯状からして少年院送致はやむを得ないのだけれども、少年院に送ってしまえば余計に悪くなる可能性がある場合には、社会資源を活用して様子を見るのと判断をされているとのイメージをもっている。
- 非行少年は、社会とうまく調和できないとか、内面的な問題があるとか、人とのコミュニケーションがとれない場合が多いので、もう少し幅広くボランティア活動を活用されると、少年の健全化によいのではないかと思う。ただし、限られた職員で運用するのは家庭裁判所としてもコスト的に問題があるのかもしれない。少年がボランティア活動をする際には、必ず職員が付き添わなければならないのか。
- 職員がついて行くこともあるし、本人だけ行く場合もある。ボランティア活動は本人にやる気があるかどうかが一番の問題であり、そこに職員が付いて行くと活動の趣旨から逸脱してしまうので、長崎市のボランティアの場合には少年一人で行く。家庭裁判所が行う試験観察の場合は家裁調査官や少年友の会のメンバーが付き添ったりしている。
- できればコストをかけずに、幅広くやれるような、社会資源を活用したボランティア活動を広げていただくと、より少年によい方向で働くのではないかと思う。
- そのためにはボランティアの受入先を確保しなければならない。
- ◎ 教育的措置の内容についてアイデアはないか。また、ボランティア活動の受入先はないか。
- 老人福祉施設はとてもよいのではないか。お年寄りや若い子がくると気持ちが若返るし、施設の中の雰囲気も明るくなるのではないか。少年にとっても老人から注目され、感謝され、達成感も感じる事ができてよいのではないか。送り込む側の心配もあると思うが、たくさん受け

入れてもらえるといいのかなと思う。

- ◎ 長崎はようやく今年になって受け入れてもらった。
- 少年は「お年寄りからありがとうと言ってもらえたことが非常によかった。」「自分が人の役に立てたということがよかった。」と感動していた。
- ◎ 事件を起こして家庭裁判所に来る少年は、けなされたり、叱られたりばかりで、笑ったり、感謝されるという経験をほとんどもっていない子が多いから、ちょっとしたことでお年寄りに感謝されることは新鮮な体験でもあるようだ。
- 長崎家庭裁判所の委託先としては、現在、養護施設と保育所があるが、養護老人ホームも開拓する予定である。ただ少年の場合、遠くまで行かせるとなると交通費や事故の問題もあるため、できれば近くに委託先があるとよい。今の委託先は長崎市だけであるので、諫早市、大村市、島原市にもあると少年にとっても都合がよい。紹介できる施設があればよろしく願いたい。
- 当庁で実施している万引被害を考える講習会を受講した少年の再犯率は1割程度であると思う。受講した少年の感想文を読むと、被害者側（店舗側）がこれほど大きな被害を受けているとは知らなかったようで、今後は万引きをしないと書いている。少年に被害者側の実情を説明することによって、少年が今後はやめようということになる形が多いのではと思う。
- ◎ 量販店では沢山の商品があるので、その中の1つや2つ万引きしても大丈夫という意識があるようだ。少年に対しては利益率の話をしたりして、少年の目を開かせようとしている。また、防犯カメラの設置や警備員の配置のために要する経費について説明するなどして、被害の大きさを認識させている。
- 当庁では、万引被害を考える講習会を年4回開催していると説明したが、ほかに調査官の講習と保護者に対するグループワークを年2回行っていることから、万引被害を考える講習会全体としては年6回実施していることになる。
- 保護者の中には自分の子が万引きをして心が潰れそうになる母親もいるが、万引被害を考える講習会の保護者のグループワークの中で、親としての悩みを話し合い、非行は自分の子だけではないと安心するとともに、親として今までの在り方を反省しなければならないとの認識をもつことができる。交通講習や万引被害を考える講習会は親に対する教育的措置としても大変意義があると考えている。
- ◎ 一方で、万引きくらいで裁判所まで呼び出され、勉強会まで出席させられて不満だという態度の親もいる。そのような親の中にも万引被害の話を聴いてよく考えてくれる人もいる。店にとってみれば、万引きがしやすいという噂がたつと、その地区だけでなく、周辺からも中高生がやってきて、死活問題になると聞く。
- 万引被害を考える講習会を裁判所の職員が出張して一般の中・高生に対して行い、事前に犯罪を起こさせないという取組も必要ではないか。
- それは警察の方で取り組んでいることだと思う。
- ◎ 具体的な非行を起こす前に、家庭裁判所が何らかの手を打つというのは難しい。
- 都会は別として、長崎のように小さな街で保護者の会を作っても、すぐにどこの誰なのかが

わかってしまう。プライバシーの問題があり、難しいのではないか。子どもたちは万引きをゲーム感覚でやっていて、罪の意識はないと聞いたことがある。認識に違うものがあるとしたら、犯罪を犯す前に警察や学校と連携することが必要ではないかと思う。

- ◎ 当庁でも中学校や高校との連絡協議会を開催し、裁判所としてお願いすることがあるときにはその場で協議をしている。
- コミュニティスクール構想といって、地域と学校が一体となって子ども育てる構想がある。小学校での工作教室などがあり、そういったところに少年を行かせることも考えられるのではないか。
- ◎ 今日でなくてもよいので、よいアイデアがあればお寄せいただきたい。また、少年のボランティア活動を受け入れていただけるような施設や個人に心当たりがあれば、長崎市内に限らないのでお願いしたいと思う。
- ◎ 本日いただいた意見は今後役立てていきたいと思う。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成23年9月26日現在

BPW長崎クラブ広報委員長	大 田 由 紀
長崎家庭裁判所長	小 島 正 夫
長崎地方検察庁検事正	小 寺 哲 夫
長崎放送株式会社取締役報道局長	財 前 博
医療法人厚生会道ノ尾病院顧問	能登原 勉
長崎県弁護士会所属弁護士	迫 光 夫
長崎県男女共同参画推進センター長	前 田 きみ子
社団法人成年後見センター・リーガルサポート長崎支部所属	
長崎県司法書士会所属司法書士	向 原 源一郎
長崎県立大学国際情報学部特任教授	山 本 喜代治
長崎家庭裁判所裁判官	吉 田 京 子